

# 一般社団法人なにわフードバンクしっかり食べや

## 役員報酬等及び費用に関する規約

(目的及び意義)

**第1条** この規約は、定款第27条の規定に基づき、一般社団法人なにわフードバンクしっかり食べや(以下「この法人」という。)の役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人法」という。)の規約に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

**第2条** この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益法人法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

**第3条** この法人は、理事、監事には報酬等は支給しない。ただし、常勤役員に対しては、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 非常勤の理事及び監事は無報酬とする。

(費用)

**第4条** この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公 表)

**第5条** この法人は、この規約をもって、公益法人法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

**第6条** この規約の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

**附 則**

この規約は、令和7年4月23日から施行する。